

尾張旭市選挙管理委員会（令和元年第18回）会議録

- 1 開催日時  
令和元年7月3日（水）  
開会 午後4時  
閉会 午後4時15分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員  
委員長 日比野美次  
委員 森賀則、戸谷都江
- 4 欠席委員  
加藤隆広
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋、係長 齋場智充、書記 三浦一輝、  
竹内耕平
- 7 議題  
(参院選関係)  
第94号議案 選挙人名簿の登録について  
第95号議案 選挙人名簿の登録の抹消について  
第96号議案 選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について  
第97号議案 期日前投票所の投票立会人の選任について  
第98号議案 投票立会人の選任について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第18回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、本日は、加藤委員から欠席届が提出されておりますが、地方自治法第189条第1項の規定により3名以上の委員の出席で委員会は開催できますので、本委員会は有効に成立しております。</p> <p>本日の議案は、第25回参議院議員通常選挙関係の議案でご</p>
-----	--

	<p>ざいます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、委員長お願ひします。</p>
委員長	<p>改めましてこんにちは。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それでは、早速次第の2「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第94号議案「選挙人名簿の登録について」、第95号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は関連がありますので、一括して事務局より説明お願ひします。</p>
事務局	<p>それでは第94号議案、第95号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第94号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第3項の規定により、選挙人名簿の選挙時登録を行うものでございます。</p> <p>それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、令和元年7月3日を登録基準日及び登録日としまして、令和元年6月3日の定時登録以降の該当者について行うものでございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>すなわち、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成13年6月3日から平成13年7月22日までの出生者、住所要件が、平成31年3月2日から平成31年4月3日の転入者ということになります。</p>

	<p>次に第95号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>今回の抹消は、令和元年6月3日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p> <p>このため、今回抹消される方は、令和元年6月1日から令和元年7月2日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成31年2月1日から平成31年3月2日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた選挙時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第94号議案及び第95号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、確認をお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第94号議案及び第95号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(なし)</p>

委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第94号議案及び第95号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第94号議案及び第95号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第96号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第96号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第43条の規定により、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有しないものは投票することができないものとされておりますので、同法第28条の規定に基づき、選挙期間中に、死亡者または国籍喪失者、転出後4か月を経過した者について、日々、経過する毎に抹消を行おうとするものでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、基準日が7月3日であり、選挙時登録の際に、平成31年3月2日までの転出者は抹消されません。</p> <p>選挙期間中は、平成31年3月3日から平成31年3月20日までに転出された方が転出してから4か月を経過することになり、理論上は毎日選挙管理委員会を開催して、抹消の議決をいただくこととなります。しかしながら、毎日選挙管理委員会を開催することは事実上困難であるため、あらかじめ「抹消</p>

	<p>事由に該当するに至った選挙人を選挙人名簿から抹消する」といった議決を行うことが認められております。本議案の議決をいただくことで、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出4か月を経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うこととなります。</p> <p>第96号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第96号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第96号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第96号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第97号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第97号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読</p>

	<p>替規定による同法第 38 条第 1 項の規定により、市の選挙管理委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2 人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、期日前投票所の投票立会人を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>第 97 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 97 号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第 97 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手 (原案可決)</p>
委員長	<p>第 97 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 98 号議案「投票立会人の選任について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 98 号議案「投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第 38 条第 1 項の規定により、市の選挙管理委員</p>

	<p>会は選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、別紙の一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。</p> <p>選任につきましては、各投票区に2人とし、原則、前半・後半の2交代制として午後1時30分に交代することとしていますので、全部で84名の方に投票の立会をお願いすることになります。</p> <p>第98号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>では、第98号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第98号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第98号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>

事務局	○ 次回日程確認 令和元年7月4日（木） 午後7時から 303会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。